

令和3年度精神保健福祉基礎研修（精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修） 実施要領

1 目的

精神保健福祉業務に従事する職員を対象に、基本的な知識及び技術を修得させることを目的とする。

2 開催日時と内容

1日目 令和3年8月30日（月）午後1時10分～午後4時30分

こころの病気の理解と対応、精神保健福祉の歴史と現状、面接をするための工夫

2日目 令和3年8月31日（火）午後1時10分～午後4時30分

京都府における精神保健福祉行政について、市町村・保健所の実践、地域で使える社会資源について

3 対象

京都府内（京都市除く）の市町村、医療機関、障害者支援施設等に勤務する経験年数が5年未満の者

4 定員

100名（先着順）

5 開催方法

ズームビデオコミュニケーションズ社が提供する無料ウェブ会議システムのZoomウェビナーを使用したオンライン開催

6 受講方法について

次のURLまたは下記の二次元コードよりお申し込みください。

<https://forms.office.com/r/9SQHXz6SKU>

事前にメールにてURL、ミーティングID、パスコードを送信いたします。ズームコミュニケーションズ社が提供する無料ウェブ会議システムのZoomからミーティングID、パスコードを入力して御視聴ください。



7 その他

- ・定員や運営等の都合上、参加をお断りする場合があります。
- ・状況に応じ、やむを得ず研修会を中止する場合がございます。その際は、事前に御連絡いたします。
- ・資料をお送りしますので、PCメールでお申し込み下さい。
- ・京都府では「精神保健福祉基礎研修」を「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」として位置づけております。
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成27年厚生労働省告示180・第6号）等の一部改正に伴い新設された「精神障害者支援体制加算」を算定する場合、「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」を修了した常勤の相談支援専門員の配置が要件とされております。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、プログラムの変更または中止をする場合があります。

8 研修に関する問い合わせ

京都府精神保健福祉総合センター 相談指導課 南

TEL : 075-641-1810 Mail : s-minami53@pref.kyoto.lg.jp

9 障害者支援加算の手続きに関する問い合わせ

京都府障害者支援課 認定・精神係 くまとりや熊取谷

TEL : 075-414-4732 Mail : a-kumatoriya95@pref.kyoto.lg.jp